

○近江八幡市ホームページ広告取扱要綱

平成24年8月10日

告示第182号

改正 平成25年12月25日告示第239号

平成31年2月1日告示第11号

令和元年7月8日告示第59号

令和2年1月31日告示第7-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号。以下「実施要綱」という。）及び近江八幡市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載対象者)

第2条 市ホームページへの広告を掲載することができる者は、自己（若しくは家族及び同居人）又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当していないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(広告の基準)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、市としての品位及び公共性を妨げないものであって市民に不利益を与えないものとし、実施要綱及び掲載基準の規定に準ずるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は誤解を与えるおそれのあるもの
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
 - (3) その他広告の表現として適切でないと市長が認めたもの
- (広告の規格)

第4条 広告は、バナー広告とし、その規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル×横160ピクセル
 - (2) 形式 GIF、JPEG
 - (3) データ容量 100キロバイト以下
- (広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市長が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。ただし、連続する掲載期間は1年を限度とする。

2 広告掲載の開始の日及び終了の日は、市長が別に定めるものとする。

3 広告掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日が1日に満たなかった場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告の掲載募集)

第7条 広告の募集は、原則として市ホームページで行うものとする。

(広告の掲載申込)

第8条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者は、市長が指定する期日までに近江八幡市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に誓約書（別記様式第2号（その1））及び誓約書の添付書類（別記様式第2号（その2））を添えて、提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、誓約書

及び誓約書の添付書類の提出は要しない。

- (1) 国、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人
- (2) 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第167号）第157条第1項に規定する公共的団体等（農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、社会福祉協議会、公益財団・公益社団法人等）
- (4) 電気、ガス、電話（携帯電話を含む。）等の公益事業を行っている法人
- (5) その他明らかに排除対象者でないと認められる者

2 同一申込者が申し込むことができる広告の件数は、1月につき1件とする。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の申込みを受け付けたときは、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、近江八幡市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知」という。）により申込者に通知するものとする。

2 掲載する広告の優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社及びこれに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号に該当しない市内に事業所等を有する私企業及び自営業に係る広告
- (4) 前各号に掲げるもの以外の広告

3 前項の規定によっても申込者が掲載できる枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 決定通知により市ホームページへの掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第4条に基づく広告原稿（以下「広告原稿」という。）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは広告原稿の修正を求めることができるものとする。

(広告掲載料)

第11条 市ホームページへの広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、1 枠につき月額20,980円とする。ただし、第9条第2項第2号又は第3号に該当する場合の広告掲載料は、1 枠につき月額の50%を減じて得た額とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

3 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 広告主が広告掲載料を期日までに納付しないときは、広告の掲載を中止することができるものとする。

5 前項の場合、市長は違約金として広告掲載料の10%を徴収することができるものとする。

(平25告示239・平31告示11・一部改正)

(広告内容等の協議)

第12条 広告主は、広告内容等について第3条に掲げる基準に基づき、市長と協議を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき

(3) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(損害賠償等)

第16条 市長は、広告の掲載ができなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても賠償の責を負わないものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてについて権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、書面において市長の承認を得なければならない。

(裁判管轄)

第19条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の第一審査の専属的管轄裁判所については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。

(広告の実施等)

第20条 広告の掲載等は、この要綱に定めるほか、近江八幡市ホームページ広告募集要項（以下「募集要項」という。）の規定に基づき実施するものとする。

2 実施要綱、掲載基準、この要綱及び募集要項の間で、矛盾、齟齬がある場合は、この項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要綱に疑義があるとき又はこの要綱に定めのない事項については、市長と広告主が協議のうえ定めるものとする。

(契約等)

第22条 広告掲載に係る契約に関する事項は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第27条各項を準用するものとする。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成25年告示第239号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに改正前の近江八幡市公用自動車広告取扱要綱、近江八幡市ホームページ広告取扱要綱、近江八幡市広報おうみはちまん広告取扱要綱及び近江八幡市市民バス広告取扱要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

付 則（平成31年告示第11号）

この要綱は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平24年法律第68号）附則第1条第2号に規定する日から施行する。

付 則（令和元年告示第59号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和2年告示第7-2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

近江八幡市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

近江八幡市長 様

近江八幡市ホームページ広告取扱要綱等を遵守し、広告掲載を申し込みます。

広 告 掲 載 申 込 者	所在地		
	ふりがな 名称		
	代表者 ※契約権限 のある方	役職名 氏名	㊞
	担当者	部署名 氏名	
	連絡先	電話 F A X Eメール	
	業 種		
		近江八幡市内の営業 所等の有無・所在地	
掲載希望期間		年 月から 年 月まで（ ヶ月間）	
リンク先URL		http://	
広告の内容 (デザイン等をご記入ください。)		※原稿案があれば画像データで提出してください。	

※近江八幡市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

別記様式第2号（その1）（第8条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市が必要な場合には、下記の事項について近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己（若しくは家族及び同居人）又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（個人事業者の場合）ではありません。

年 月 日

近江八幡市長 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

[代表者の生年月日・性別]

生年月日

年 月 日 性別（男・女）

別記様式第2号（その2）（第8条関係）

誓約書の添付書類

番号	法人名、商号、名称等 (法人・団体等のみ記載)	所在地 (個人の場合は、住所)	役職名 (法人・団体等のみ記載)	続柄 (候補者・推薦人・監事・役員)	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日				性別
							元号	年	月	日	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※添付書類に記載いただく方は、成人されている方のみで結構です。

別記様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

印

近江八幡市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付で申込みのありました近江八幡市ホームページ広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載します。

(1) 掲載内容

(2) 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 広告料

円

(4) 広告料の納付

年 月 日までに同封の納付書により納付してください。

(5) 広告原稿の提出

年 月 日までに提出してください。

(6) 掲載条件

近江八幡市ホームページ広告取扱要綱等を遵守すること。

申込み内容等に虚偽があったときは掲載を取消します。

2 掲載しません。

理由

別記様式第1号（第8条関係）

別記様式第2号（その1）（第8条関係）

（令元告示59・一部改正）

別記様式第2号（その2）（第8条関係）

別記様式第3号（第9条関係）